

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例の一部  
改正について

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例の一部を次のように改める。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例の一部  
を改正する条例

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例（平成30年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人であって」を「法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）であって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。